

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されました。

平成 28 年 1 月 1 日以降、法人のお客さま（任意団体、権利能力なき社団財団等の諸団体を含む）につきましては、お支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

対象となる主な金融商品等

- （1）普通預金（貯蓄預金を含む）
- （2）通知預金
- （3）納税準備預金（租税納付以外の目的で払戻した場合のみ）
- （4）定期預金
- （5）積立定期預金
- （6）定期積金

源泉徴収税率について

普通預金、通知預金および納税準備預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息」より、定期預金、積立定期預金および定期積金は「平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時及び中途解約時にお支払いする預金利息」より、地方税を特別徴収いたしません。

平成 27 年 12 月 31 日まで		平成 28 年 1 月 1 日以降	
20.315%		15.315%	
国税（源泉所得税、復興特別所得税）	15.315%	国税（源泉所得税、復興特別所得税）	15.315%
地方税（利子割）	5%	地方税（利子割）	—

ご注意

このページの内容は、平成 28 年 3 月 1 日現在の情報を基に作成しております。

今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。

最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。

お客さまの個別の状況に応じて、取扱が異なる場合があります。

確定申告をされる場合や個別具体的なケースに係る税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上